

別記様式

議 事 録

会議の名称	岩倉市行政経営プラン推進委員会
開催日時	平成 29 年 8 月 3 日（木）午前 9 時 30 分から正午まで
開催場所	市役所 7 階 第 2 委員会室
出席者 （欠席委員・説明者）	出席者：岩崎委員長、赤堀副委員長、野津委員、東野委員、戸田委員、三輪委員、水野委員、永野委員、堅田委員、櫻井委員 （9 時 40 分～） 説明者：行政課長、消防本部総務課、消防署、学校教育課、協働推進課、税務課、福祉課、商工農政課、都市整備課、維持管理課 各課課長等
会議の議題	第 2 期岩倉市行政経営プラン行動計画 平成 28 年度実績及び平成 29 年度計画に係る資料
議事録の作成方法	☒ 要点筆記 ☐ 全文記録 ☐ その他
記載内容の確認方法	☒ 会議の委員長の確認を得ている ☐ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
会議に提出された資料の名称	第 2 期岩倉市行政経営プラン行動計画の平成 28 年度実績及び平成 29 年度計画
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者数	0 人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）
議事 消防本部総務課長及び消防署長から資料に基づき下記について説明があった。 5 救急業務の高度化 委員長：年度目標における件数というのは救急救命士のできる事の幅が広がるという意味か。 総務課：目標の括弧の数字か。 委員長：はい。救急救命士が色々なことをできるようになるという意味でよいのか。 総務課：平成3年に救命士制度ができたときには差別化はなかった。その後、医師の具体的な指示がなくても電気ショックができたり、強心剤などの薬剤が使えたりなど、救命制度ができた後に加わってできるようになった。それは国家試験を通っただけでは認め

られず、ある一定の認定を受けなければならない。その認定を受けたのが 28 年度現在で救命士は 9 人であり、そのうち認定を受けたのが 27 件である。

委員長：認定の対象が増えているということか。

総務課：はい。平成 15 年にひとつ、16 年にひとつ、18 年というふうにひとつずつ増えていった。平成 27 年は 3 つの処置ができるようになり、3 つで 1 つの認定となっている。

委員長：フルで処置できる救急救命士というのは一体どれだけの認定件数を持ってないといけないのか。

総務課：平成 15 年、16 年、18 年に 1 つずつの計 3 つと平成 27 年のものの 1 つである。国家試験の後に 4 つの認定を 1 人の救命士で受けることが最大となっている。

委員長：1 人で 4 つだから 9 人いたら 36 が最大の認定件数となるということか。

副委員長：9 人という人数は多いか少ないのか。現状の 9 人という人数をどのように思っているのか。色々な資格が増えてきているが 9 名中 9 人がすべて持っていると理解すればよいのか。現状を踏まえて毎年 1 人か 2 人を養成していくと言っているが、目標に迫り着いていくのかどうか。

総務課：私も救命士だが、いまは運用から外れている。28 年度の救命士数が 9 人で、29 年度も同じく 9 人になっている点では、28 年度の 9 人のうちの 1 人が交代勤務の責任者であり、責任者でありながら 1 小隊の救急隊の隊長も兼ねるというのは難しいだろうということで 1 人が運用から外れ、さらに 1 名を養成することによって 29 年度も 9 人と予定していた。しかし、4 月の人事異動で交代勤務の責任者をやっていた者が署の日勤に変わったため、実際はその職員含めて 10 人で運用しているところもある。救命士が認定を受けるための講習を受けたり、それを維持するための生涯教育を受けたりしてなかなか現場に出ることのできない勤務時間帯もある。救急車 3 台がいつ出動しても必ず救命士がいる体制にすることは市民の安全につながると思うので、一定の見直しが必要だと認識している。できるだけ近い段階で、目標数をもう少し上げるべきではないかと考える。

副委員長：数字だけだと救命士は多くいるように感じるが、実質は違う。市民の方は、はしご車以下すべての車が同時に出動できる人数がいるという認識でいるだろう。不景気の中でも増員している署もある。救急救命士を育てる時間をより効率的に短期にしていかなければならない。署全体の見直しも必要だろう。特に救命士の育成は慎重に考えないと追いつかないだろう。

委員：救命士はきちんとしたライセンスだと思われるが、昇格したらライセンスを使用しなくなるのか。管理職でも若い人は多いから、管理職になったら救急車に乗らないという発想をやめるべきではないか。

消防署長：ある程度体力的なこともある。現在は、50 歳を過ぎたら外す、管理職になったら外すといったような形をとり、その代わり若い署員を救命士として育てつつ、減少分を増員するというような形をとっている。救命士は生涯教育が必要で、人の命を預かるため 2 年間で 160 時間の教育を受けなければならない。そういったサイクルを維持する必要があるためにこのような形をとらざるを得ない。

委員長：若い方に救命士の資格と認定を取ってもらうことを中心にやるしかないということか。

消防署長：資格を持っていたとしてもミスがあると重大なことになる。生半可な気持ちで兼務業務をして救命士を維持することは大変であるから、このような対応をとっている。

委員：質のあり方という点で、底辺を広げることである程度補えると思われるが、救急体制として人員は不足していないか。全体の人員も、救急車に乗って出動できる救命士も、もっと必要ではないのか。いまの体制よりも人員を増やす要望はないのか。

総務課：救急出動件数は増えており、消防署の車庫から出ている状態が多くなっている。救急件数など数字で示しながら訴える必要性はあると考える。

委員：いまの体制において、残業時間によると 3,400 時間、単純に 2 人は足りていない。救急で出動しているときに、火災まで手を回すことができない状況になることは実際に起こり得る。人員的に出動することができない時間というのが含まれておらず、実際にはどのくらい足りないのか数字で見えない。人員を増やすことで、出動可能な職員をかき上げすることはできないのか。

消防署長：いま定数が 50 人となっている。それを 56 人に引き上げたい。今年採用する職員も 6 人増員に向けて取ってもらう形としており、努力はしている。

32 救命知識・技術の普及啓発による救急救命率の向上

委員：コンビニ等で AED を設置したとあるが、研修をしたわけではないのか。

消防署長：研修をしなくても使いたいときは使える。

委員：少なくともコンビニに設置するのであれば、店長さんひとりくらいは最小限の扱い方の研修をすることが必要ではないか。

消防署長：お願いして設置してもらっている立場である。

委員長：最終的には 65% のバイスタンダーが、居合わせた人の半分以上が AED を使えるような数値目標になっているわけだから、2 人に 1 人は使えるだろう。

消防署長：操作は難しくない。いまの AED は音声ガイダンスに沿ってできる。店の中でお客さんが倒れたりしたときは AED を使用していただけたらと思うが、わざわざ店員を連れてってという話にはならない。こちらはコンビニにお願いしており、売り場の面積を削ってもらったりして、苦勞して置いていただいた。研修の PR はしていきたいと考えているが、強くは言えない。置いたということがひとつのステップアップだと捉えてほしい。

委員：研修を受けた人が 1 人くらいいないと宝の持ち腐れになるのでは。

消防署長：AED はコンビニ店員等だけではなくて、近くの周辺の住宅の方にも利用してもらう狙いがある。コンビニだけの狭い範囲ではなくて、もっと周辺の住民の方にも使ってもらえるよう防災訓練などでもアピールしている。

委員長：私の大学も AED の総入れ替えを考えているが、費用がかかる。

消防署長：6年くらいしかもたない。だから、高くても6年で変えなければならない。予算の面もあり、あちこちに置くわけにもいかない。

委員長：四日市の小学校のプールで溺れた子どもがいて、AED使おうと思ったら使えなかったという記事があった。使おうと思って使えないこともありうるのか。

消防署長：点検のランプがあり、青ランプがついていればよい。我々も定期的にコンビニを見回る等している。

学校教育課長から資料に基づき下記について説明があった。

10 給食費の収納率の向上

副委員長：28年度の不納欠損額は分かるか。

学校教育課：134,710円。

副委員長：毎年同じくらいか。

学校教育課：年度によって違うが、滞納の合計額は減ってきている。不納欠損額も減ってきている。不納欠損をしていなかった期間があったため、再開したときは少し多かった。

副委員長：平成27年度と平成28年度で、賄い材料は額でどれくらい違うか。

学校教育課：生徒数が減っており、それにしただけで賄い材料費も若干減少方向にあると思われる。

副委員長：生徒人数も含め、また教えるように。

学校教育課：食材を仕入れ、インフルエンザによって子どもたちから給食費をいただけなかった分について、一般会計で負担するという形になったため、その分で若干市の負担が増えている。差し引きは計算していないため、また後ほど報告する。

副委員長：それが知りたかったことであり、特別会計と一般会計の違いには気をつけなければならない。

33 給食調理業務及び配送業務における民間活力の活用

関連質疑なし

40 学校施設の安全性の向上と適切な維持管理

委員長：資料の89ページにある学校施設の安全性の表について、公共施設総合管理計画とリンクする形で作成されているのか。

学校教育課：建築年度や大規模改修の経過も入っているが、こちらも併せて市で計画が作られており、この表を作るにあたっての基礎的なものはすべて同じである。この資料は、改修工事をいつ実施したとか、太陽光パネルが何年間屋根の上に乗っているかとい

うようなことを分かりやすくし、空いているところでできることなどを表にした。市の計画との整合性は取れている。

委員：小規模改修と屋根貸しが同じ色に見えてよくわからないが、小規模改修は具体的にどこのことか。たとえば岩倉北小の南館だと26年に行ったということか。

学校教育課：はい。

委員：たとえば小規模改修というのは何をするのか。

学校教育課：平成26年度は手すりの塗装を実施した。

委員：本体はやってないということか。構造物などの大きい話ではないということか。

学校教育課：はい。そうすると大規模改修になる。

委員：29年度に給排水、トイレ、屋上防水と書いてあるが、その後の予定は立てていないということか。それとも必要がないということか。

学校教育課：まず屋上防水等に関しては20年ごとに考えているため、平成29年に実施した場合、単純に平成49年、50年あたりになる。

委員：予定は何年先までここに記載してあるのか。

学校教育課：長寿命化計画ということで80年を目処にしており、この表ではいちばん右端の80年で新しい学校ができるようにしている。その間に90年を迎える施設が出てくるが。

委員：80年で取り壊すことが前提なのか。

学校教育課：そういったことをいま計画している。

委員：だから後ろの部分は計画に入っていないということか。

学校教育課：たとえば5年ごとに見直したりしているため、まずは20年後という基本方針が必要だろうとか、いままで給排水を一度もやったことがないところは給排水が必要だろうと考えている。ただ、どの時期にできるかを見極めるために、学校を全部並列している。

委員：29年以降は白紙であり、その後の点検で増える要素もあるということか。

学校教育課：はい。点検をすると優先順位も変わることがある。

委員長：80年間はなんとか維持したいということか。

学校教育課：学校の規模にもよって変わってくる。

委員長：規模や生徒数にもよるだろう。このような形で経年劣化を防いでいこうということなので計画が作られたようだ。

委員：維持管理に関する予算は組まれていると思うが、市長のすべての学校にエアコンをつけるという公約は予算化されてないということではないのか。

学校教育課：エアコンに関しては検討段階であり、導入時期や導入方法、導入をどこから始めるかということも検討し始めたばかりである。小学校や中学校でキュービクルなどの電気設備の改修も計画的に考えているが、エアコンが入るとなると、キュービクルの大きさも変わるため、そのあたりも一緒に整合性を取りながら考えていく。

委員：エアコンの費用だけでなく大変なことだ。

委員長：エアコンの話は委員会として意見が出せるわけではないが、市長のマニフェストに載っているということは注意しなければならないだろう。

協働推進課から資料に基づき下記について説明があった。

29 市民プラザ及び市民活動支援センターにおける民間活力の活用

関連質疑なし

41 ホームページの活用

委員長：アンケートの機能で市民の声や私の提案が72件もある。2016年12月から2017年3月までの短期間に多く出ている。

協働推進課：ホームページを通じて出たのがこれだけで、紙を含めるともっと多くある。

委員長：意見に対しては何か返事をするのか。

協働推進課：ルールが決めてあり、住所と名前をきちんと書いている方には返事を出すようにしている。

委員長：その人に対して返事をするだけか。提案と回答の内容はホームページ上で公開されているのか。

協働推進課：はい。ある程度まとめた段階でホームページに載せている。個人的なものは載せない。一般的に通じるようなものを載せている。

委員長：短期間の割には件数が多い。いわゆるパブリックコメントなどとは違うのだろう。

協働推進課：はい。

委員長：自由に書いてもらっているようだ。

43 業務システムの最適化

委員：職員は紙ベースで動いているのか。自分のセクションに関してはある程度まとめたデータを持ち、リアルタイムで出せるシステムがあるはずだが、そういったもので会議に臨むことはないのか。

委員長：民間企業の方とこういった会議に出席すると、行政は本当に紙ベースですねと言われる。業務最適化の概念からいうとどうなのか。

協働推進課：こういった会議であればタブレットみたいなものを持ち寄ってということになると思うが、セキュリティの面でいうと、タブレットなどに入っている情報も大事な情報であり、守らないといけない。たとえばこの会議へタブレット持ってきてれば、サーバーと無線でつなぐ必要がある。そうすると無線の機器も、タブレットも要る、費用がかかる。通常の家で使っているような無線の環境では難しいため、かなりセキュリティを強化した環境を作らないといけない。もしくは有線であると、線を引き、データをタ

タブレットへ持ってくるような作業が増える。セキュリティの関係上、情報の持ち出しについてかなり制限をかけており、簡単には持ち出せない。その都度条件をくぐり抜けてきちんと手続きを踏んでデータを移動させる手間や、セキュリティ無線などを使う安全性なども総合的に考慮すると今は紙である。

委員：説明は分かるが、自分たちがまとめた資料に関して、ある程度まとめて持っていないのかなと思う。

協働推進課長：ここ最近の自治体の先進的なところでいくと、議会で紙を無くし、タブレットで議案を出していくという自治体はここ最近多い。機器の整備、セキュリティの面、そういった経費の費用がかかってくるため、費用対効果も考えていけないといけない。パソコンからタブレットに切り替わるというハードウェアも出つつあるが、私どもの現状はそのまま画面だけ外せない普通のパソコンを使用している。今後変わっていくことも考えられるため、今後機器の更新やシステム更新に伴ってしっかりと検討し、導入できるようにであれば導入していきたい。

44 市民との協働による広報紙づくり

副委員長：広報の発行が月に1回になったが、反応はどうか。

協働推進課：アンケートをとり、月1回発行でもよいのではないかという意見も多かった。前段階として1日号と15日号の差別化を平成27年10月から行い、15日号は市からのお知らせ程度にしていたが、1日号に情報が集約され15日号の必要性も情報量も少なく薄れていったため、月に1回という形にした。その後アンケートを取り、2回どうしてもほしいという意見はあまりなかったため、引き続き1回の発行にしている。

副委員長：ホームページの閲覧回数は確認できているか。ここ数年ではどうなっているのか。

協働推進課：リニューアルを28年の12月に行い、リニューアル前とリニューアル後では同じ計測の仕方ができていないが、リニューアル後のアクセス数は月に2万ページほど増えている。

委員長：広報紙の発行を月2回から1回に変えたのは皆さんどう思われるか。

委員：読む人は読むが、読んでない人には関係ない話であり、少し悲しいところだ。

副委員長：読み甲斐はある。

委員：ボリュームがあって自分の欲しいところがすぐ出てこない。ただ、月に2回に分けても同じことだと思う。コンパクトにまとめたほうがよい。必要なところとそうでないところの大きさを変えるなどしないと、必要なことを探すのが大変。

委員：月1回のほうが、子育てをしているためありがたい。配ることにも人員も割かないといけないだろうし、配る方の負担も月1回のほうがよいのではないか。

委員：市役所のホームページに広報のリンクを貼り、アクセスできるようにし、情報が得られやすいようにするという取り組みはしているのか。

協働推進課：ホームページでも見るができるようになっている。自治体の広報紙を読むことができるアプリも幾つかある。自分の欲しい広報紙が毎月届くようなアプリもある。市のホームページや広報紙でもマチイロというアプリを紹介している。

協働推進課：月2回発行を1回にするとときに広報紙が分厚くなるのではないかという議論はあった。実際に、分厚いという声もいただいている。情報は取捨選択してまとめるようにしているが、昔に比べると紙ベースの広報紙の位置づけが落ちてきているというのか、ホームページで自分が知りたい情報だけを見に行くという方法が主流になってきている。これからも考慮しながら紙面構成を考えていきたい。

副委員長：広報の綴じ用の穴をなくしたのは苦情があったからなのか。

協働推進課：アンケートを取り、穴は特に必要と感じないという方が多かった。ただ、年配の方に特に多かったが、昔、広報綴じるためのファイルを配っており、それを大事に使っている方がいて、綴じ穴があると便利だったのにと意見も一定数いただいている。これは編集側の話だが、穴があると表紙の写真に苦勞する。よそでもあったが、表紙に穴を開けたら人の顔面に穴が開いたということがあった。

45 広聴活動の充実と的確な情報発信

委員：直接関係ないかもしれないが、愛知県はホームページでGISを持っており、危機管理課の地図提供という話やAEDの話があったが、そういった情報を登録できるはずだ。横のつながりで活用してもらうことはできないか。

委員長：防災時の情報であるとか。そういったほうの活用はできないのかなと。

協働推進課：前は愛知県の統合型GISというシステムにリンクが貼れるように岩倉市も行ってた。なかなか使われていなかったということもあったが、使われてないからやめたというわけではなく、リニューアルに伴ってセキュリティとつながりができなかったということもあるかもしれないため、現在できているかどうかははっきりこたえることができない。できるようになればGISと連携して様々な情報のフォローなどに活用できるよう検討していきたい。

47 セキュリティレベルの向上

委員長：結局、広報と広聴を持っているからセキュリティレベルの向上という内容の業務も持っているということか。業務システムの最適化がなぜ協働推進課の仕事なのか。

協働推進課：協働推進の担当業務は、市民協働グループと広報情報グループという2つがある。広報という業務と情報というコンピューターに関する業務も協働推進課で担当していることから、セキュリティのことにしてもこちらで取り組んでいる。

委員長：どう知らせるかという情報の部分と、どう守るかのセキュリティは矛盾することであるが。

協働推進課：相反する部分もある。特にインターネットに関しては国のほうから強靱化モデルというものが示されている。本市のネットワークもインターネットにつながる場合は愛知県の情報セキュリティクラウドの関係により、愛知県を通じてインターネットに入る形となっている。一般の家庭だと普通に民間の事業者からインターネットに接続するが、今自治体についてはすべて愛知県のほうからインターネットに入っていくという点で統一したセキュリティがなされている。情報漏えいといった部分のセキュリティは十分確保できていると判断している。

税務課長から資料に基づき下記について説明があった。

8 市税の収納率の向上

副委員長：市税の不納欠損額を教えてください。

税務課：現年度が 79,477 円。滞納繰越が 2,321 万円である。

副委員長：国民健康保険についても分かるか。

税務課：現年度はない。滞納繰越が 5,137 万円。

副委員長：大体通年ベースでこのくらいか。

税務課：過去多かった年度もあるが、かなり抑えられてきている。

副委員長：市税からすると国民健康保険が高い。

税務課：はい。調定がまだ滞納繰越分でもたくさん残っている。市税については滞納繰越分の調定は大分進んでいる。現年度の収納率は、市税は 99% っているが、国保のほうは 92% くらいで、繰り越している金額がだいぶ違う。現年度の収納率を向上させることに重点を置きたい。

副委員長：年金から天引きがあるが、影響は大きいのか。年金から天引きされる人は天引きされなくても今までも滞納していない人がほとんどだったのか。

税務課：色々な方がいる。ただ、市税については、年金から天引きになるのは年金の所得に関するものであり、他に給与の所得や事業所得のようなものがある方は別に納付書で納めていただく形になるため、収納率でいえば変動のあるところだ。

副委員長：そうすると、差はないと理解してよいのか。天引きされる制度が導入されることによっても、従来と変わらないのか。

税務課：納め忘れはなくなると思われる。

委員長：市税の収納率や国保の収納率は、近隣市に比べても高いところまで頑張っているということか。

税務課：よその自治体もがんばっており、年々収納率が向上している。負けられないように取り組んでいきたい。

14 クレジットカード収納の実施

委 員：クレジットカードのリボ払いが気になった。回収できなかった場合はカードの方に付け回りがいくのか。

税務課：基本的には一旦決済が終わると収納の事務自体は基本クレジットカードのほうに決済が移るため、あとの支払いは任意で選択されることになり、直接市とのやりとりではなくなってしまう。

委 員：市としてはよいかもしれないが、モラル的にはどうなのかなと思った。日本人と外国人の方の収納の差はあるか。

税務課：はい。実際に岩倉市はブラジル人の方が多く、滞納となっている方に占める外国人の方の割合はかなり高いほうだと思われる。

委員長：クレジットカードによる収納が再来年ぐらいから始める計画だが、手数料は高いのか。

税務課：1万円区切りで収納額の区切りがある。ただこの自治体も手数料を全部持つというわけではない。1件につき、自治体側の負担額を設定し、それを超える部分についてはお客様のほうで負担していただくという設定である。

福祉課から資料に基づき下記について説明があった。

26 コミュニケーション支援の充実

委員長：定員はなかなか埋まらないのか。

福祉課：はい。

委員長：原因は。関心が低いのか。知らせ方が悪いなども考えられるが。

福祉課：周知は広報やチラシで行っている。仕事をされている方が多いことが考えられる。

委員長：2市2町が共同で開催する手話奉仕員養成講座は、28年度の実績に書いてある6人修了の手話奉仕員講座とはまた別物か。

福祉課：28年度までは社会福祉協議会に委託をして行っていたが、29年度からは社会福祉協議会の委託ではなくて2市2町の共同で行うことになった。

福祉課長：今までは1年間で入門課程と基礎課程の講座をやっており、1年間は入門講座、2年目は基礎講座を修了することによって手話奉仕員という形になったが、29年度からは1年間で修了できるという形になった。

委 員：手話奉仕員と要約筆記の人数は足りているのか。

福祉課：全然足りない。

委員長：派遣依頼を断っているのか。

福祉課：断ってはいない。派遣依頼は愛知県に行い、愛知県にいる手話通訳者の方が派遣として来る。

委員長：遠いところから岩倉のために来ることもあるのか。

福祉課：はい。

委員長：2市2町で要請しても講座は埋まらないのか。

福祉課：はい。手話奉仕員養成講座は日常会話の程度である。手話通訳はその上のレベルで、愛知県の養成講座を受け、さらに試験に受からないと通訳者になることはできない。愛知県の養成講座を受けても手話通訳者の試験に受かる人はなかなかいない。

委員長：災害時の情報伝達者は重要だ。日常会話レベルでもできる人がいないといけない。

福祉課：聴覚障がい者の方は、窓口で手話でこんにちはと挨拶するだけでも喜ばれる。ちょっとした挨拶の手話ができる人たちが増えるだけでもよい。

委員長：市民として、関心を持ったほうがよいといえる。

委 員：手話奉仕員と要約筆記の人は、どれくらいの人があるのか。岩倉市としてどのくらいの人数が欲しいのか。

福祉課：ボランティアサークルがあり、20 数名所属している。

委員長：どれくらいが養成できたらよいのか。

福祉課：できるだけ多くの健常者の方が簡単な手話でもいいのでできると良いと思われる。少しずつでも機会を設けてレベルアップしていけば手話奉仕員、手話通訳士などに進んでいくのではないかと考える。

福祉課：手話奉仕員は 28 人、要約筆記は 20 人。社会福祉協議会でやっている養成講座を受けた人が 20 人。市内の手話通訳者はボランティアのサークルに入っている人しか把握できないのが、3 人いる。

委員長：手話通訳者は様々な講演にも対応できる方か。

福祉課：はい。市の行事にはお願いしている。

委員長：3 人しかいないのか。

委 員：実際に助けが必要な方はどのくらいいるのか。

福祉課：手帳所持者しか分からないが、視覚の方は 78 人で、聴覚の方が 128 人程度である。

委員長：裾野を広げていく必要があることはよく分かったが、やり方自体がまだはっきりしてない。手話通訳者が頂点であり、裾野を広げていくということで、市民の側も取り組まないといけない。

商工農政課長から資料に基づき下記について説明があった。

48 消費生活相談体制の充実

委員長：資料集の 95 ページに今回設置された消費生活センターの概要が書かれているが、これは「設置を目指す」だから、必ず置かなければならないというわけではないのか。

商工農政課：岩倉市は 5 万人の人口でないため義務ではない。市民サービスを考えると設置したほうがよいということで開設した。一宮に尾張消費生活相談室があったが、県の 1 箇所を集約されてしまった。岩倉は一宮に近いので、岩倉では相談しにくいという方が一宮に行っていたようだが、名古屋はなかなか行けないと聞く。

委員長：具体的な利用状況は把握しているか。

商工農政課：去年までは毎週１回金曜日の午前中に行い、相談に来られた方が年間で１８件だった。センター設置後、４月１６件、５月８件、６月９件、７月１０件で、この４ヶ月で４３件もの相談をいただいた。

委員長：やはり身近にあることによって足を運びやすくなったということか。消費生活センターには、弁護士を交えた専門性の高い相談があり、日常的には消費専門委員が常駐しているということか。

商工農政課：はい。

委員：愛知県消費生活総合センターと実務的な情報の交換はしているのか。

商工農政課：国のほうのパソコンとつないであり、岩倉市に入った相談も集約されている。相談の回答を検索できるため、相談員もネットを見ながら相談を受けている。

委員：愛知県間では提供ができていうということか。

商工農政課：はい。相談内容が難しい場合には弁護士の先生に来ていただいて一緒に相談を受けているが、そのような機会はあまりない。

委員長：件数からいうと、岩倉市が設置したことによって確実に効果は上がっているといえるだろう。設置の意義はあったと積極的に見たほうがよいだろう。今具体的に抱えている問題はあるか。

商工農政課：一番多い相談はインターネットに関するもので、いろんなサイトを見たので今月中に１０万払いなさいというようなメールで、払わないと訴えるという内容だ。そういったときは、無視すればよく、回答はしないようにと伝えている。

委員長：利用件数が増えるのもあまり望ましくはないが、設置している以上はある程度活用してもらいたい。月から木の週４日の午前中という点はどう考えるか。

商工農政課：相談が増え、もっと開いてほしいという声があれば考えていく。

委員長：現在は問題ないか。

商工農政課：午後でなければ困るとか、相談に行けなかったという話はない。

委員：消費生活センターということで、センターを名乗っているが、相談員は１人か。

商工農政課：相談室にいるのは１人。

委員：スタッフは。

商工農政課：商工農政課長がセンター長を兼務しているが、担当もいる。相談員が出席できないときは、研修に行っている職員が代わりにセンターに入る。

委員：イメージは相談室であり、センターというとな名前倒れに思える。

商工農政課：専門的な知識を持った方が相談員になっている。相談室とはまた違い、専門的に勉強してきた方が相談にのってくれる。資格もある。

委員長：国民生活センターという大きい組織があり、県のセンターがあり、その下に岩倉のセンターがある。センターというのは国民生活センターのセンターという理解をしたほうがいいかもしれない。

委員：尾張はセンターではなかった。相談室という名称だがスタッフも多かった。

委員長：おそらく国民生活センターのイメージからセンターということだろう。

- ・学校教育課給食センター長から、児童生徒数及び学校給食に関する食材等の推移に関する資料の追加配布と説明があった。

都市整備課長から資料に基づき下記について説明があった。

37 公共施設の最適な配置

委員：5月の市民説明会に参加しているが、ほぼ同じ資料を使っているように見えるため、修正していないのかと思われる。インフラ資産で別会計のものを一括りにして見ている点等を指摘したが、その後の整理はしたのか。

都市整備課長：いただいた意見の他にも、関係団体のヒアリングにおいてもさまざまな指摘をいただいたので、適宜修正などを加えることとしている。

委員長：これは人口ビジョンを使用しているのか。

都市整備課：はい。

委員長：他の推計を使うともう少し減るだろう。人口ビジョンは使わないほうが良いのではないか。これだと年少人口の絶対数は減らない。

委員：資料に記載されている金額でできるのか。インフラを考慮されているのかという点で、均等割りだから考慮されてないとすると金額が大きくなる。今の金利の状態を考えると、前倒しして行うほうがよいのではないかと考える。金利などの見通しも勘案しながら長期計画を立て、前倒しできるものは前倒しすれば市内業者に回る仕事も増える。検討するように。

委員長：前倒しをあえてするというのも今はあるかもしれない。公共施設管理計画は重要な計画であるべきであり、将来にわたる負担を市民の方々に見せる初めての機会。しかし、説明会の人数は少なかったのか。

都市整備課：委員以外の方では9名。

委員：私は電話がかかってきて知った。

都市整備課：関係職員に他課の職員を入れなかったため、都市整備課に関係する質問以外は回答できなかった。反省している。

副委員長：呼びかけの内容次第だと考える。例えばの話になるが、国の指導などにより公共施設の数をも今の半分にしなければいけないとなると、市民は驚き興味をもち、多くの市民が来るはずだ。

都市整備課：次の説明会ではモデル事業を考えている。複合化や統廃合の話や、地区の集会場や学校施設といった施設の分類ごとにどのようにしていくかを示すことで、より多くの市民の方に来ていただけるよう計画している。

委員長：総論は賛成という話が出てくる。こんなに多くの公共施設の維持できないだろうということは賛成だが、近所の集会施設だけは維持してほしいという話になる。全体の理解に持っていくのが大変だ。資料のアンケート調査においても、サービス水準の引き下げや使用料の引き上げはすべきでないと思う人のほうが多い。しかし、施設の長寿命化や統廃合はしたほうが良いという人が多い。矛盾している。

都市整備課：地区集会所は地区に1個ずつあるが利用者が限られているため、無くしてもいいと回答する方が多い。ところが、地区に行くと避難所などの面で無くすことを反対している。どうしていきべきか考えなければならない。

委員長：かなり悩ましい問題であり、岩倉市政にとって非常に大きな問題である。

18 新たな企業誘致による市税収入の増

委員：企業立地の推進に関し、もともと農地だったところは比較的道が狭い。私の会社は名草線沿いであるから、大型のトレーラーや大きなトラックが入るのにも余裕があるが、隣の会社に入っていくトレーラーは道を曲がるのに苦労しているように見える。野寄のところは、通り沿いは良いが、1本中に入ったり2本中に入っていくことになると思われ。道路に関してもある程度想定されているのか。

都市整備課：想定している地域の北については北島藤島線が通っており、幅員的には十分ある。また、天保橋という橋を五条川に架けており、橋が架け終わったらそこから北島藤島線までの道が整備される。企業誘致の予定地区への車の入りは、その2本の幹線道路を通ることを考えている。造成地区の中については、企業庁に造成等土地の売買までお願いする予定で、企業庁側がいま縦横無尽に走っている道路の土地の集約をしている。特に周辺の狭い道路に車が入ることがないように、なるべく都市計画道路と1本の道路を入れて完結ができるように考えている。

委員：そうでないと無理があるのではと思っていた。

委員長：区画整理のような形で行っていくのか。

都市整備課：土地の所有者から企業庁が土地を買い上げ、造成して売買する。

副委員長：見込みは。

都市整備課：今は土地の所有者との合意形成に入っている。基本的に合意が取れるという区域は、現在約9ヘクタールほどあり、その区域を最終的に企業庁として売った場合に採算が取れるかということがある。見込みとしては悪くはない形で進んでいると考える。

委員長：今回の工場の新設奨励金の活用は物流か。

都市整備課：はい。

維持管理課長から資料に基づき下記について説明があった。

38 排水機場・公園施設・橋梁の長寿命化と適切な維持管理

委員長：排水機場は稼動に条件が多く稼動した実例が少ないため、市費を投じて工事すべきかどうか十分に検証する必要があるという意見を昨年まとめた。

維持管理課：我々も最初は廃止で検討し始めた。しかし、農地の湛水防除のために必要だということで設置されてきており、状況は変わっていないため存続とした。ただ、五条川の改修が遅れている関係もあり、運転する機会がないというのも現実である。もう1

つの理由としては、上下水道課のほうで策定している雨水計画において排水対策の施設としてカウントされており、市内の雨水を解消するために不可欠な排水量となっている。さらに排水能力を高めていこうという計画でもあるため逆行することは難しい。上下水道課にヒアリングもしていて、一定の貯留施設を作る計画もあり、溜まるまでは浸水対策には寄与するがオーバーフローしてしまうことも考えられる。五条川に水を排水することが必要だと業者からも意見をいただいている。維持管理課としては、引き続き適正に管理することを重点に置きながら更新することを考えている。

委員長：この前のこの地域での豪雨の際にはどうしたか。

維持管理課：稼働できる環境ではなかった。この前の豪雨の際は内水自体が低いので稼働する状況にはなかった。

副委員長：五条川の浚渫について、岩倉は何年後か。

維持管理課：現在、五条川の改修は、名鉄本線が横断するあたりまで下から整備している。県に具体的な計画の年数を聞いても、県のほうはまだ岩倉に何年か示せるような状況ではないと思われる。

副委員長：排水機場の稼働が必要なときには五条川の排水規制に引っかかってしまい、使えない。いくら修繕をしても使えないのではないかと考える。湛水防除の関係からいったら必要であるが、実際の状況は五条川に規制がかかってしまい、稼働できる状況にならない。浚渫工事が終わるまでは意味ないから止めておくということできないか。

維持管理課：維持する方向で進んでいる。90%県の事業費で行う。市の負担は10%。県も今年、修繕計画策定のために委託業務を発注しており、市もそれについてくしかないという状況。

副委員長：浚渫事業をいかに進めるか考えないと。

維持管理課：運転できる稼働タイミングというのは過去の豪雨の中で数時間しかないというのが現状。排水規制の基準となる観測所がある周辺の改修が終わると水位が変わる可能性もあり、稼働環境も若干改良されるのではないかと期待している。

副委員長：難しいだろう。岩倉が排水する必要があるときは上からも流れてくる。この間はもらい災害みたいになっていた。施設があっても宝の持ち腐れだ。湛水防除を考えると廃止はできないため、止めることを考えるべきだ。

委員長：県9割という立場からいうとなかなか止められるものではない。だから五条川の改修促進もワンセットでやってくしかないのだろう。

委員：排水ポンプ車など移動できるものはどうか。

維持管理課長：現在、機械が故障している施設に県から無償で可動式のポンプを設置しているが、規模が違い、焼け石に水である。